平成２８年（フ）第５６号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1746番地６、旧住所長崎県西彼杵郡時津町野田郷543番地３ハルノ城ハイムＢ101
債務者　林田　美和
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
長崎県長崎市城栄町29番34号、旧住所長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ617号
債務者　船戸　和子（旧姓鶴崎）
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７０号
沖縄県南城市大里字仲間１番地２　大里団地１棟404号
債務者　幸喜　幸子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７１号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目127番地　石嶺市営住宅Ａ５―1006
債務者　殿内　啓子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１１号
北海道日高郡新ひだか町静内清水丘75番地の１　公住39―198
債務者　高野　義和
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第７８２号
仙台市太白区砂押南町４番31―305号
債務者　高橋　美希
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９１号
宮城県多賀城市高橋２丁目４番18号　ロイヤルビレッジＣ201号
債務者　庄子　鉄朗
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３５号
茨城県鉾田市飯名538番地９
債務者　田谷とも子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６３号
茨城県那珂郡東海村大字舟石川615番地７、旧住所茨城県那珂郡東海村舟石川駅西３丁目９番18号（エミネンスオガワ102）
債務者　櫻下佐穂理（旧姓益子）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７０号
茨城県水戸市藤が原２丁目１番地の１　県営藤が原アパート３棟403号、旧住所茨城県水戸市藤が原３丁目８番地の５
債務者　矢部　優作
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３７号
山梨県甲府市下石田２丁目24番16号　ラフィーネ甲府803号
債務者　衣川　令子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
山梨県笛吹市八代町北1368番地２
債務者　西海　政子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４６号
山梨県甲府市湯村３丁目23番３―103号
債務者　髙橋　伸行
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４８号
山梨県中央市西新居161番地２　レジデンス田島１　102
債務者　都築　人士
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
山梨県甲府市川田町544番地１　ソレイユ窪田401、前住所山梨県甲府市朝気１丁目１番４号
債務者　渡邊　雅彦
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
名古屋市天白区植田西２丁目2106番地　ＫＤＹ―Ｉ208号、従前の住所名古屋市千種区自由ケ丘２丁目12番１―106号　楠荘
債務者　長濱　孝夫
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部